

【参考情報】

1 歳入に関する情報

① 「他勘定より受入」は徴収勘定からの受入であるが、当該受入に係る内訳は以下のとおりである。

○徴収勘定からの受入

区 分	歳 入 予 算 額 (円)	徴 収 決 定 済 額 (円)	収 納 済 歳 入 額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
保 険 料 収 入	1,051,439,701,000	1,051,358,989,532	1,051,358,989,532	△ 80,711,468
附 属 雑 収 入	403,846,000	484,557,468	484,557,468	80,711,468
計	1,051,843,547,000	1,051,843,547,000	1,051,843,547,000	0

(注) 徴収勘定からの受入については、労働保険特別会計法第7条第1項により、労災保険に係る労働保険料の額及び徴収勘定の附属雑収入のうち政令で定める額の合計額に相当する金額とされており、附属雑収入は延滞金、追徴金、返納金、預託金利子収入及び雑入からなる。

② 「雑収入」は、預託金利子収入、返納金等によるものである。このうち預託金利子収入は積立金及び余裕金の利子収入の合計であり、内訳は以下のとおりである。

○預託金利子収入

区 分	歳 入 予 算 額 (円)	徴 収 決 定 済 額 (円)	収 納 済 歳 入 額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
積 立 金 利 子 収 入	105,608,466,000	105,610,167,682	105,610,167,682	1,701,682
余 裕 金 利 子 収 入	2,471,000	6,590,133	6,590,133	4,119,133
計	105,610,937,000	105,616,757,815	105,616,757,815	5,820,815

2 歳出に関する情報

(項)労働福祉事業費、(項)独立行政法人産業安全研究所運営費、(項)独立行政法人産業安全研究所施設整備費、(項)独立行政法人産業医学総合研究所運営費、(項)独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費、(項)独立行政法人福祉医療機構運営費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、(項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費及び(項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費については、労働者災害補償保険法第29条第1項に基づく労働福祉事業の経費である。

(労働者災害補償保険法第29条第1項)

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
- 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業